

---

# 一般社団法人 千葉県臨床検査技師会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人千葉県臨床検査技師会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県千葉市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、県民に対する公衆衛生についての知識の向上、並びに地域保健事業を推進するとともに臨床検査技師の資質の向上と臨床衛生検査の研究開発を図り、もって県民の健康維持発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 県民の公衆衛生の知識の向上に関する事
- (2) 地域保健事業の推進に関する事
- (3) 臨床検査技師の資質の向上に関する事
- (4) 臨床衛生検査に関する調査、研究及び情報の提供に関する事
- (5) 臨床衛生検査の精度管理に関する調査、研究及び指導に関する事
- (6) 関係省庁との連携に関する事
- (7) 国内外の関係団体との連携に関する事
- (8) 会誌の編集及び発行に関する事
- (9) 会員の共済(福利厚生)に関する事
- (10) 表彰に関する事
- (11) 医療安全対策に関する事
- (12) 検査値標準化に関する事
- (13) その他この法人の目的を達成するために必要な事業の実施に関する事

2 前項の事業については、千葉県内において行うものとする。

---

(規律)

第 5 条 この法人は、理事会の決議により別に定める倫理規程の理念と規範に則り、事業を公正かつ適正に運営し、第 3 条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

### 第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 6 条 この法人の会員は、次の 3 種とし、正会員をもつて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正 会 員 臨床検査技師(衛生検査技師を含む。)の資格を有し、業務に従事する場所又は住所を千葉県内に有する者でこの法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 この法人に功労があった者又は学識経験者で理事会の推薦に基づき、総会において承認された者

(入会)

第 7 条 正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会の決議により別に定める入会申込書により申し込むものとする。

(会費等)

第 8 条 正会員は、この法人の活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める規程に基づき会費等を支払わなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める規程に基づき賛助会費を納入しなければならない。

3 名誉会員は、総会において別に定めるところにより会費の減免を受けることができる。

(退会)

第 9 条 正会員及び賛助会員は、理事会の決議により別に定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(会員の資格喪失)

第 10 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が解散したとき。

- 
- (4) 催告の期限を超過しても、会費の支払い義務が履行されなかつたとき。
  - (5) 除名されたとき。
  - (6) 総正会員の同意があつたとき

(除名)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当する場合には、総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づき除名することができる。

- (1) この法人の定款又は規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他の正当な事由があるとき。

2 前項の場合、その会員に対し、総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、かつ、総会において、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

3 前項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第 12 条 会員が第 10 条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員が資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

## 第 4 章 総 会

(構成)

第 13 条 総会は、すべての正会員をもつて構成する。

2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 14 条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 収支予算の決定
- (3) 事業報告の承認
- (4) 収支決算の承認
- (5) 役員を選任及び解任
- (6) 定款の変更
- (7) 入会の基準並びに会費等の金額

- 
- (8) 会員の除名
  - (9) 長期借入金並びに重要な財産の処分又は譲受け
  - (10) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
  - (11) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
  - (12) 前各号に定めるもののほか、この法人の運営に関する重要な事項

#### (開催)

第 15 条 この法人の総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

- 2 定時総会は、毎年 2 回、年度の終了前及び終了後 2 月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
  - (2) 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事にあったとき。
- 4 前項第 2 号の請求をした正会員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、総会を招集することができる。
  - (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合
  - (2) 請求があった日から 6 週間以内の日を総会の日とする招集の通知が発せられない場合。

#### (招集)

第 16 条 総会は、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第 3 項第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 6 週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集通知を発しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、開催日の 1 週間前までに通知を発しなければならない。ただし、総会に出席できない正会員が書面又は電磁的方法により、議決権を行使することができることとするときは、2 週間前までに通知を発しなければならない。

#### (議長)

第 17 条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

#### (定足数)

第 18 条 総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

#### (議決権)

第 19 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

---

(決議)

第 20 条 総会の決議は、一般社団・財団法人法第 49 条第 2 項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、出席した正会員の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

(書面表決権等)

第 21 条 やむをえない理由のため、総会に出席できない正会員は、あらかじめ議案として通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として、表決を委任することができる。

2 前項の場合において、前 2 条の規定の適用については、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令に定めるところにより、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者及び表決委任者の場合は、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項及び議決事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

(総会運営)

第 23 条 総会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める規程による。

## 第 5 章 役員及び理事会

(役員を設置)

第 24 条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 18 人以上 20 人以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち、1 名を会長とする。

- 
- 3 前項に会長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とし、会長以外の理事のうち 5 名以内を同法第 91 条第 1 項第 2 号に規定する業務執行理事とすることができる。

(役員を選任)

第 25 条 理事及び監事は、理事会の決議により別に定める規程により選出し、総会の決議によって選任する。

- 2 会長及び業務執行理事は、理事会において選定する。
- 3 理事会は、その決議によって、前項で選定された業務執行理事のうち、2 名を副会長、1 名を事務局長、若干名を常務理事とすることができる。
- 4 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。
- 5 理事のうち、理事の 1 名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。
- 6 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第 26 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、理事会で定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 常務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。
- 5 会長及び業務執行理事は、3 箇月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 6 会長、副会長、事務局長、常務理事及びそれ以外の業務を執行する理事の権限は、理事会の決議により別に定める規程による。

(監事の職務及び権限)

第 27 条 監事は、次の職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告書等を監査すること。

- 
- (3) 総会及び理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを理事会に報告すること。
  - (5) 前項の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があつた日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
  - (6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるときは、その調査の結果を総会に報告すること。
  - (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
  - (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

#### (役員任期)

第 28 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 理事又は監事は、第 24 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

#### (役員解任)

第 29 条 役員が次のいずれかに該当するときは、総会において解任することができる。

ただし、監事を解任する場合は、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められたとき。

(2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。

2 前項の場合、決議を行う前に総会においてその役員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

#### (役員報酬等)

---

第 30 条 役員は、無報酬とする。ただし、会務に要した費用については、会長が総会の決議を経て別に定める基準により支給することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 31 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 32 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第 33 条 理事会は、定例理事会と臨時理事会の 2 種とする。

2 定例理事会は、毎年 4 回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。
- (2) 理事から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 第 27 条第 1 項第 5 号の規定により、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 34 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 3 項第 3 号により理事が招集する場合及び前条第 3 項第 4 号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第 3 項第 3 号による場合は理事が、前条第 3 項第 4 号後段による場合は監事が理事会を招集する。

3 会長は、前条第 3 項第 2 号又は第 4 号前段に該当する場合は、その請求があった日から 5 日以内に、その請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会を招集しなければならない。



- 
- 4 理事全員改選直後の理事会は、各理事がこれを招集する。
  - 5 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、理事会の日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第 35 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 36 条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

- 第 37 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団・財団法人法第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 当該理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(理事会運営)

- 第 39 条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会の決議により別に定める規程による。

## 第 7 章 財産及び会計

(事業年度)

第 40 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び予算)

- 第 41 条 この法人の事業計画書及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

---

(事業報告及び決算)

第 42 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
- 3 第 1 項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(財産の種別)

第 43 条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の 2 種類とする。

- 2 基本財産は、次に掲げるこの法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- (1) 財産目録に記載された財産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄附金品
  - (4) 資産から生ずる収入
  - (5) 事業に伴う収入
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第 44 条 基本財産についてこの法人は、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 基本財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

(財産の管理・運用)

第 45 条 この法人の財産の管理・運用は、会長が行うものとし、その方法は、理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

---

第 46 条 この法人が資産の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第 47 条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程によるものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 48 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

## 第 8 章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

第 49 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(合併等)

第 50 条 この法人は、総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

(解 散)

第 51 条 この法人は法令で定められた事由によるほか、総会において、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上の決議により解散する。

(残余財産の帰属)

第 52 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第 7 章 委員会

(委員会)

---

第 53 条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第 8 章 事務局

(設置等)

第 54 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(職員の報酬)

第 55 条 職員には報酬を支払う。職員に支払う報酬の額等については、総会の決議を経て会長が別に定める基準により支給される。

(帳簿及び書類の備付け)

第 56 条 主たる事務所には、常に次の帳簿及び書類を備えておかなければならない。

(1) 定款

(2) 会員名簿(及び会員の異動に関する書類)

(3) 理事及び監事の名簿

(4) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類

(5) 定款に定める機関(理事会及び総会)の議事に関する書類

(6) 財産目録

(7) 役員の報酬等及び費用に関する規程

(8) 事業計画書及び収支予算書

(9) 事業報告書及び計算書類等

(10) 監査報告書

(11) その他法令で定める帳簿及び書類

2 前項各号の備付け帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、第 57 条第 2 項に定める規程によるものとする。

## 第 9 章 公告の方法及び個人情報の保護

(情報公開)

第 57 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財

---

務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める規程による。

(個人情報の保護)

第 58 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告)

第 59 条 この法人の公告は、電子公告による。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 10 章 補則

(委任)

第 60 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第 61 条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団・財団法人法その他の法令に従う。

附 則

1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。

2 社団法人千葉県臨床検査技師会の会員である者は、第 7 条の規定にかかわらず、一般社団法人の登記の日にこの法人の会員になったものとみなす。

3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行つたときは、第 40 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4 この法人の最初の代表理事は、梅宮 敏文、最初の業務執行理事を中山 茂、安藤 正、石野 彰、町田幸雄とする。